

腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準	
1. 前提条件	1. 前提条件
(1) ABO式血液型 ABO式血液型の一致 (identical) 及び適合 (compatible) の待機者を候補者とする。	(1) ABO式血液型 ABO式血液型の一致 (identical) 及び適合 (compatible) の待機者を候補者とする。
(2) リンパ球交叉試験（全リンパ球又はTリンパ球）陰性	(2) リンパ球交叉試験（全リンパ球又はTリンパ球）陰性
(3) 1年以内に移植希望者（レシピエント）の登録情報が更新されていることを必要条件とする。	(3) 1年以内に移植希望者（レシピエント）の登録情報が更新されていることを必要条件とする。
(4) C型肝炎ウイルス（HCV）抗体 C型肝炎抗体陽性の臓器提供者（ドナー）から提供された腎臓は、C型肝炎抗体陽性の移植希望者（レシピエント）のみを対象とし、リスクについて十分に説明し承諾を得られた場合にのみ移植可能とする。 <u>ただし、肝腎同時移植希望者（レシピエント）の場合には、C型肝炎抗体陰性の移植希望者（レシピエント）も対象とし、慎重に適応を決定したうえで、リスクについて十分に説明し承諾を得られた場</u>	(4) C型肝炎ウイルス（HCV）抗体 C型肝炎抗体陽性の臓器提供者（ドナー）から提供された腎臓は、C型肝炎抗体陽性の移植希望者（レシピエント）のみを対象とし、リスクについて十分に説明し承諾を得られた場合にのみ移植可能とする。

合にのみ移植可能とする。

2. 優先順位

(1) 搬送時間（阻血時間）

移植希望者（レシピエント）の登録地域は移植希望施設の所在地（都道府県）とする。

地 域（注）	点 数
同一都道府県内	12点
同一ブロック内	6点

（注） 地域は、原則として、都道府県、ブロック内他都道府県とする。ただし、地域の実情を踏まえ、（公社）日本臓器移植ネットワークにおいて複数の都道府県を統合したサブブロックを設置することも可能とする。

(2) HLAの適合度

D R座の適合 (ミスマッチ 数)	A座及びB座の 適合 (ミスマッチ 数)	点 数
0	0	14
0	1	13

2. 優先順位

(1) 搬送時間（阻血時間）

移植希望者（レシピエント）の登録地域は移植希望施設の所在地（都道府県）とする。

地 域（注）	点 数
同一都道府県内	12点
同一ブロック内	6点

（注） 地域は、原則として、都道府県、ブロック内他都道府県とする。ただし、地域の実情を踏まえ、（公社）日本臓器移植ネットワークにおいて複数の都道府県を統合したサブブロックを設置することも可能とする。

(2) HLAの適合度

D R座の適合 (ミスマッチ 数)	A座及びB座の 適合 (ミスマッチ 数)	点 数
0	0	14
0	1	13

0	2	1 2
0	3	1 1
0	4	1 0
1	0	9
1	1	8
1	2	7
1	3	6
1	4	5
2	0	4
2	1	3
2	2	2
2	3	1
2	4	0

× 1. 1
5 点

0	2	1 2
0	3	1 1
0	4	1 0
1	0	9
1	1	8
1	2	7
1	3	6
1	4	5
2	0	4
2	1	3
2	2	2
2	3	1
2	4	0

× 1. 1
5 点

(3) 待機日数

待機日数 (N) ≤ 4014 日 : 待機日数ポイント = N/365 点

待機日数 (N) > 4014 日 : 待機日数ポイント = $10 + \log_{1.74}(N/365 - 9)$ 点

(4) 無機能腎に関する待機日数の算定の特例

移植後 3 ヶ月の時点で移植された腎臓が機能しない場合
又は当該時点での週に 1 ~ 2 回程度透析が必要である場合
(いわゆる「無機能腎」である場合) のうち、それが当該

(3) 待機日数

待機日数 (N) ≤ 4014 日 : 待機日数ポイント = N/365 点

待機日数 (N) > 4014 日 : 待機日数ポイント = $10 + \log_{1.74}(N/365 - 9)$ 点

(4) 無機能腎に関する待機日数の算定の特例

移植後 3 ヶ月の時点で移植された腎臓が機能しない場合
又は当該時点での週に 1 ~ 2 回程度透析が必要である場合
(いわゆる「無機能腎」である場合) のうち、それが当該

移植に用いられた臓器の状態に係る絶対的因素（温阻血時間 WIT>30 分、総阻血時間 TIT>24 時間又はドナ一年齢 70 歳以上）による場合においては、当該移植を受けたレシピエントの待機日数は、当該移植によって中断することなく継続するものとみなして算定することとする。また、上記以外の場合（当該移植に用いられた臓器の状態に係る相対的因素、レシピエント側因子又は移植腎動静脈血栓症による場合）においては、評価委員会は、当該移植を受けたレシピエントの待機日数の取扱い（当該移植によって中断することなく継続するものとみなして算定するか否か）について、移植施設からの申出後 1 週間以内に持ち回り審議を行い決定する。移植施設は、無機能腎のレシピエントについて、待機日数が当該移植により中断することなく継続するものとみなして算定することとなる場合、当該移植を受けたレシピエントの移植希望登録の復帰に関する手続を行う。

（5）未成年者

- 1 6 歳未満については 14 点を加算する。
- 1 6 歳以上 20 歳未満については 12 点を加算する。

移植に用いられた臓器の状態に係る絶対的因素（温阻血時間 WIT>30 分、総阻血時間 TIT>24 時間又はドナ一年齢 70 歳以上）による場合においては、当該移植を受けたレシピエントの待機日数は、当該移植によって中断することなく継続するものとみなして算定することとする。また、上記以外の場合（当該移植に用いられた臓器の状態に係る相対的因素、レシピエント側因子又は移植腎動静脈血栓症による場合）においては、評価委員会は、当該移植を受けたレシピエントの待機日数の取扱い（当該移植によって中断することなく継続するものとみなして算定するか否か）について、移植施設からの申出後 1 週間以内に持ち回り審議を行い決定する。移植施設は、無機能腎のレシピエントについて、待機日数が当該移植により中断することなく継続するものとみなして算定することとなる場合、当該移植を受けたレシピエントの移植希望登録の復帰に関する手続を行う。

（5）未成年者

- 1 6 歳未満については 14 点を加算する。
- 1 6 歳以上 20 歳未満については 12 点を加算する。

3. 具体的選択方法

適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。

(1) 臓器の移植に関する法律第6条の2の規定に基づき、親族に対し臓器を優先的に提供する意思が表示されていた場合には、当該親族を優先する。

(2) 臓器提供者（ドナー）が20歳未満の場合は、選択時20歳未満である移植希望者（レシピエント）を優先する。

(3) ABO式血液型が一致（identical）する者を適合（compatible）する者より優先する。

(4) 2. の(1)～(5)の合計点数が高い順とする。ただし、これらの条件が同一の移植希望者（レシピエント）が複数存在した場合には、臓器搬送に要する時間、医学的条件に配慮する。

4. その他

(1) 2腎同時移植は、以下の場合に行うことを可能とする。

3. 具体的選択方法

適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。

(1) 臓器の移植に関する法律第6条の2の規定に基づき、親族に対し臓器を優先的に提供する意思が表示されていた場合には、当該親族を優先する。

(2) 臓器提供者（ドナー）が20歳未満の場合は、選択時20歳未満である移植希望者（レシピエント）を優先する。

(3) ABO式血液型が一致（identical）する者を適合（compatible）する者より優先する。

(4) 2. の(1)～(5)の合計点数が高い順とする。ただし、これらの条件が同一の移植希望者（レシピエント）が複数存在した場合には、臓器搬送に要する時間、医学的条件に配慮する。

4. その他

(1) 2腎同時移植は、以下の場合に行うことを可能とする。

<p>① 臓器提供者（ドナー）が6歳未満の場合</p> <p>② ドナーが6歳以上であって、（公社）日本臓器移植ネットワークが選択基準に基づき選択した移植希望者（レシピエント）の担当医及びメディカルコンサルタントが、当該臓器提供者（ドナー）の腎機能が一定程度以下、かつ、1腎ではその機能が不十分と判断するとき</p> <p>（2）今後新たな医学的知見を踏まえ、PRA検査の取扱い等について適宜検討を行い、必要があれば、基準の見直しを行うこととする。</p> <p>（3）臓器提供者（ドナー）が20歳未満の場合に選択時20歳未満の移植希望者（レシピエント）を優先する取扱いについては、改正選択基準の施行後の移植実績の評価等を踏まえて適宜見直しを行うこととする。</p>	<p>① 臓器提供者（ドナー）が6歳未満の場合</p> <p>② ドナーが6歳以上であって、（公社）日本臓器移植ネットワークが選択基準に基づき選択した移植希望者（レシピエント）の担当医及びメディカルコンサルタントが、当該臓器提供者（ドナー）の腎機能が一定程度以下、かつ、1腎ではその機能が不十分と判断するとき</p> <p>（2）今後新たな医学的知見を踏まえ、PRA検査の取扱い等について適宜検討を行い、必要があれば、基準の見直しを行うこととする。</p> <p>（3）臓器提供者（ドナー）が20歳未満の場合に選択時20歳未満の移植希望者（レシピエント）を優先する取扱いについては、改正選択基準の施行後の移植実績の評価等を踏まえて適宜見直しを行うこととする。</p>
---	---